

ミツヒロニュース



中小企業は継続！ 賃上げを「確実な節税」に変える！ 2026年度賃上げ促進税制のポイント

2026年度(令和8年度)改正で賃上げ促進税制が見直しされます。大企業向けは2026年3月末で廃止、中堅企業向けは賃上げ要件を4%以上に引き上げた上で2027年3月末で廃止予定とされています。中小企業向けの一部上乗せは廃止となりますが制度継続となり、賃上げ増加分の最大**35%**を税額控除できます。赤字でも控除額は**最長5年繰越可能**です。



中小企業向け賃上げ促進税制の対象

対象条件

- 青色申告している法人であること
- 資本金1億円以下であること
- 個人事業主の場合は従業員数1,000名以下であること

必須要件

- 全雇用者の給与等支給総額が前年比1.5%以上増 **15%**

上乗せ要件 必須要件を満たした上で

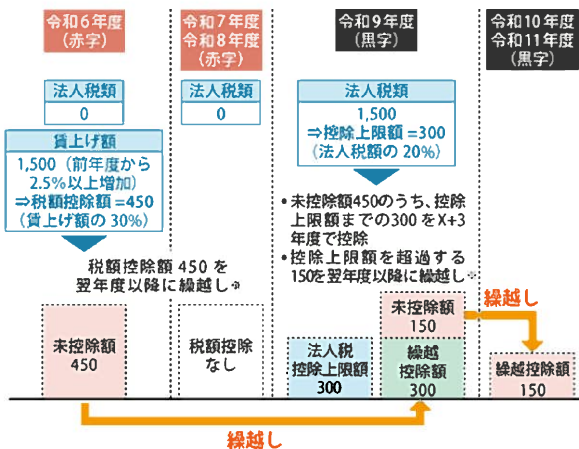
- 全雇用者の給与等支給総額が前年比2.5%以上増 **+15%**
 - くるみんまたはえるぼし(2段階目以上)等の認定がある場合... **+5%**
- ※「トライくるみん」「えるぼし(1段階目)」は対象外

税額
控除率
最大
35%

5年間の繰越控除

中小企業が賃上げを実施した年度に、税額控除を使い切れなかった場合、控除額を最大5年間繰り越せます。赤字年度や法人税額が少ない年度でも、翌期以降に繰り越して控除できる点が特徴です。ただし、繰越控除を使う年度についても、給与等支給総額が前年より増えていることが条件とされています。

繰越控除措置のイメージ



※繰り越しには、確定申告時の「明細書」添付が不可欠
【参考】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック(令和6年9月20日更新版)
↑中小企業庁

活用するメリット

メリット①: 節税効果

賃上げ分の人件費は損金算入されるため、黒字企業では法人税が軽減されます。さらに賃上げ促進税制の税額控除を活用すると、賃上げ額の約65%が税負担の軽減として戻ってくるイメージです。

賃上げ額 100万円 あたりの試算			
賃上げ額 100万円	法人税軽減 -30万円	税額控除 -35万円	実質負担 35万円

メリット②: 採用・定着力のアップ

賃上げに加えて「くるみん」「えるぼし(2段階目以上)」の認定を取得すると、税額控除率がさらに+5%上乗せされます。認定企業は「一般事業主行動計画公表サイト」に掲載され、子育て世代や女性が働きやすい職場として求職者へ広くアピール可能。節税しながら、採用ブランディングにもなる一石二鳥の取り組みです。

賃上げ前に確認しておきたい3つのポイント

- 給与総額の増加を維持できるか確認する
離職等で給与総額が減ると要件未達になる場合があります
- 社会保険料の会社負担分も含めてコスト試算する
賃上げに伴い、社会保険料の会社負担分も増加します
- 継続できる賃金水準で計画を立てる
一度上げた賃金は下げにくいので、無理のない水準設定が大切です

中小企業の賃上げ促進税制は制度継続となり最大35%、最長5年の繰越が可能です！
「うちは対象になる?」「いくら節税できる?」などお気軽にご相談ください。



▲動画でも ▲
ご視聴できます

「IT導入補助金」から進化！ AIツール導入に使える 『デジタル化・AI導入補助金』を活用しよう

デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)は、AIを含むITツール導入を支援する制度です。ツール選定や申請には要件があるため、まず全体像と申請準備のポイントを整理します。



申請要件

申請対象 (中小企業・小規模事業者等)

中小企業・小規模事業者等が対象で、業種ごとに「資本金」または「従業員規模」の基準が定められています(個人事業も含む)。
例:製造業は資本金3億円/従業員300人、卸売業は1億円/100人、小売業は5,000万円/50人など。

申請前に必須の手続き

GビズIDプライムの取得

- 発行目安:おおむね2週間

SECURITY ACTIONの宣言

- ★一つ星 または ★★二つ星
- ID発行目安:おおむね2~3日

ツール・申請の基本ルール

- 補助対象は、事務局審査を経て登録・公開されたITツール。
- (複数者連携枠を除き)申請はIT導入支援事業者と連携して進めます。

加点項目

加点は枠によって対象が異なりますが、公式サイトで示されている主な例は次のとおりです。

- クラウド製品/インボイス対応製品の選定(通常枠)
- 賃上げの事業計画(3年)の策定・従業員への表明・計画達成
- IT戦略ナビwithの事前実施(結果画面添付)
- 健康経営優良法人2026/くるみん・えるぼし等の認定
- 成長加速マッチングサービスへの会員登録・課題登録

AI活用イメージ

経理 クラウド会計ソフト導入で仕訳入力をAIで自動化

取引データから仕訳を自動で作成し、入力・確認の手間を大きく減らせます。月次の締め作業を早めたい、経理担当の負担を軽くしたい企業に向けた活用です。

営業 営業支援システム導入で見積作成をAIで自動化

見積作成の工程を整理し、必要な情報の入力や作成作業を効率化できます。提案スピードを上げたい、顧客との共有をスムーズにしたい場合に効果が期待できます。

店舗 セルフレジ導入で会計・接客の“ムダ”をまとめて削減

レジの省人化に加えて、会計ミスの削減、客単価の向上といった改善につながる例が紹介されています。人手不足対策と収益改善を同時に進めたい場合のイメージになります。

枠の紹介 補助率や詳細は公式サイトをご確認ください

通常枠

自社の業務に合ったITツールを導入したい方向け。
補助額:5万円~450万円

インボイス枠(インボイス対応類型)

インボイス対応の会計・受発注・決済ソフトを導入したい方向け。
補助額:~350万円 ※ソフトと合わせればPC・レジ等も対象

インボイス枠(電子取引類型)

取引先にも受発注ソフトのアカウントを無償提供する方向け。
補助額:~350万円

セキュリティ対策推進枠

サイバー攻撃などのリスク対策をしたい方向け。
補助額:5万円~150万円 ※対象は「お助け隊サービスリスト」に掲載された登録サービスに限る

申請フロー

1. 制度・公募要領の確認
2. GビズIDプライム取得/SECURITY ACTION宣言
3. 支援事業者・ITツール選定
4. 交付申請(招待→入力・添付→提出)
5. 交付決定後に発注・契約・支払い(※交付決定前は対象外)
6. 実績報告→補助金交付
7. 効果報告(期限内提出。未報告等は返還等の扱いあり)



補助金申請にはGビズIDやSECURITY ACTIONの準備が必要です！
早めに要件確認とツール選定を進めましょう。



▲動画でも▲
ご視聴できます

補助金・税額控除 NEWS

約 1,000 万円以上の設備導入時は要検討！ 経営力向上計画

中小企業が設備導入をする際の懸念として、**まとまったお金が必要になることや、そのうえ直ぐに経費に入れられず利益が出ている場合は税金も支払わなければいけないことが挙げられるのではない**でしょうか。「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するための計画ですが、**このうち設備導入を伴う計画については税制措置が設けられており、要件を満たす計画を作成し認定を受けることで、税制措置を適用できます。また金融支援も受けることができます。**

☆税制措置と金融支援



☆主な認定要件

認定を受ける方法は4つありますが、本記事では活用していただきやすい2つに絞ります。

- ① A 類型：「工業会証明書（生産性向上要件を満たしていることの証明書）」の発行可能な設備、を導入し計画を提出する。証明書の発行可否は、設備メーカーや販売業者に確認可能
- ② B 類型：公認会計士や税理士の事前確認を受けて、計画を提出する。事前確認の内容は、投資によって増加する利益が7%以上であること

☆手続きの流れ



設備導入金額 1,000 万円は、本制度を活用する際にメリットを感じていただきやすい1つの基準となります。まずはお気軽にご相談ください。

在職老齢年金制度について

老齢厚生年金の受給をしながら厚生年金保険の適用事業所に勤務し社会保険加入要件を満たしている場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金額の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金制度といいます。令和8年4月より、大幅に支給停止基準額が引き上げられました。

[1] 令和8年4月から支給停止基準額は「65万円」に

これまで高齢者において「働く」と年金がカットされる」という不安から就労時間を抑えるケースが多く見られましたが、政府は「働く人の就業意欲、働き控えを緩和し、人手不足を解消すること」を目的として、支給停止が始まる基準額（支給停止調整額）を従来の51万円から「65万円」へと引き上げました。

[2] 70歳まで年金の加入が必要（在職定時改定）

老齢厚生年金を受給していても、社会保険への加入要件を満たす場合には、70歳までは厚生年金に加入し保険料を納めなければなりません。保険料を納めながら年金を受給することになるため、納めた保険料分は毎年9月に年金額が再計算され、10月分から年金額に反映される「在職定時改定」が行われます。また、70歳以降は厚生年金の加入義務がなくなりますが、加入要件を満たすような働き方を継続している場合、年齢の上限なく在職老齢年金制度による支給調整は行われることとなります。

[3] 65歳になれば年金を受給できる、とは限らない

「年金（老齢厚生年金）の受給が始まれば、満額受給できる」と思っていないですか？ 在職老齢年金制度により、報酬額が一定額を超えると厚生年金の一部または全額が支給停止されてしまいます。さらに注意すべき点は、支給停止された年金は遡及して給付を受けることはできません。繰り下げ受給を選択しても、支給停止期間中の年金額は増額されず、そのまま消滅してしまいます。

※繰り下げ受給：最大75歳まで年金の受給開始を遅らせることが可能です（0.7%×月数、受給額増）

[4] 老齢基礎年金には在職老齢年金の調整がされない

「総報酬月額相当額が高いと年金は一切受給できない」訳ではありません。公的年金は老齢基礎年金、老齢厚生年金の2階建てになっていて、支給停止がかかるのは、老齢厚生年金だけです。基礎年金は給付が受けられるにもかかわらず、「年金をもらえない」と勘違いして受け取りの申請をしないでいると、基礎年金も受給することができません。また経過的加算は支給停止がかからず、加給年金は厚生年金が全額停止とならない限り支給停止がかかりません。

※経過的加算：20歳未満や60歳以降に老齢厚生年金に加入していた場合に上乗せして支払われます

※加給年金：生計を維持する配偶者や子への上乗せ給付

[5] 老齢厚生年金の一部または全額支給停止の計算方法

在職老齢年金制度においては、年金との調整は、①月例給与②賞与のみを使用しますので、それ以外の収入（不動産収入）等は調整の対象外です。

【用語の説明】

基本月額…老齢厚生年金月額（加給年金額を除く）
総報酬月額相当額…（その月の標準報酬月額※）＋（その月以前1年間の標準賞与額※の合計）÷12

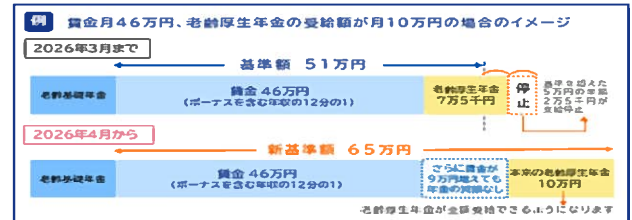
※標準報酬月額…健康保険や厚生年金保険の保険料や給付金などを算出する際に用いられる報酬の基準です。
※標準賞与額…賞与額から千円未満を切り捨てた額

令和8年4月以降の在職老齢年金による調整後の年金支給月額 = 基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円) ÷ 2

合計額が65万円以下の場合、全額支給されます。

2026年3月まで **51万円/月** → 2026年4月から **65万円/月**

※1 老齢基礎年金は調整されません。
※2 基準額とは賞与と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年、賃金の実動に応じて改定されます。



以下の窓口でご自身の状況を確認することが可能です。

・ねんきんネット（24時間確認可能）

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/index.html



・ねんきんダイヤル（電話相談）

TEL：0570-05-1165（03-6700-1165）

・お近くの年金事務所（窓口相談予約電話）

TEL：0570-05-4890（03-6631-7521）

在職老齢年金は個人の年金額や、就業状況によって判断は様々です。その他、制度の解釈等お困りごとがございましたらお気軽にご相談ください。



【発行】株式会社オフィスマツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

